

専門の「公的機関」がご提供する 金融リテラシー向上のセミナー・研修(無料講師派遣)



～従業員・職員の皆様の福利厚生・研修に、ご活用ください！～

金融経済教育推進機構(通称:「J-FLEC」(ジェイフレック))は、特別の法律に基づき国の認可を受け、中立・公正な立場から、官民一体で金融経済教育を推進する**唯一の公的機関(金融庁所管の認可法人)**です。

公的機関であるため、特定の**金融商品の勧誘や誘導は一切いたしません**。



世代別の出張講義をご用意しております

多くの企業・自治体等でご利用いただいております！



タイトル	主な世代	基本的な講義内容
● 社会人として知っておきたいお金の話	10代～20代 若手社会人	家計管理や給与明細の見方、資産形成の基本(長期・積立・分散)や支援制度(NISAなど)、社会保険と民間保険、クレジット、奨学金、金融詐欺・トラブルの防止など
● 将来に向けて知っておきたいお金の話	30代～40代 中堅社会人	家計の現状把握から外部知見(お金の専門家)の活用を通じた将来設計・資産運用の考え方、社会保険と民間保険、各種ローン、金融詐欺・トラブルの防止など
● リタイア前後に知っておきたいお金の話	50代以上 ベテラン社会人	定年退職後の生活を見据えた年金などの社会保険、退職金、税金の仕組みのほか、資産寿命の延伸、贈与・相続・終活などの概要、金融詐欺・トラブルの防止など

※各分野をより詳しく学べる講義資料やワーク等の教材もご利用いただけます。



お申込みをご検討いただく際の4つのポイント

- 1 金融経済教育を専門とする公的機関だから安心**
※J-FLECは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づく国の認可法人
- 2 授業はJ-FLECが認定した専門家が担当**
- 3 派遣に関する費用(講義料・交通費)は無料**
- 4 お申込みは開催希望日の45日前まで**にお願いいたします
※複数回のお申込みも承ります。ぜひご活用ください。



講義の様子がわかる
動画はこちら！



手間なくすぐに導入できるオンライン講座も！

※講義動画や資料等を掲載したウェブページなどをご提供いたします

詳しいお申込み方法、オンライン講座のご案内につきましては、裏面をご確認ください



金融経済教育推進機構(J-FLEC)
〒103-0022
東京都中央区日本橋室町2丁目3番1号
室町古河三井ビルディング9F



← お問い合わせフォーム
詳しくはウェブサイトをご覧ください。

J-FLEC

検索

発行年月 2026年9月

講師派遣(出張講義)プログラム実施概要

実施日時	土日・祝日を問わず、講師を派遣いたします。(年末年始(12/29～1/10)は除きます。)恐れ入りますが、ご希望日の 45日前まで のお申込みをお願いしております。
受講者数	原則 10名以上 より、承っております。 (お申込みの際の見込みで差し支えございません。)
講 師	J-FLEC講師 (所定の審査に合格した講師を派遣いたします。)
費 用	無料 (講義料・派遣に係る交通費) - 講義資料は画面等に投影しますので、スクリーンやプロジェクターのご用意をお願いいたします。 - 講義資料の印刷をご希望の場合、お申込者様にてご対応・ご負担をお願いしております。

- ◆ **J-FLECウェブサイトの講師派遣ページ**(右記二次元コード)よりお申し込みください(**メールアドレスのご登録**からお願いしております)。
- ◆ 対面だけでなく、**オンラインでの開催**も承ります。
講義の録画データを企業・団体内でご活用いただけます。
- ◆ 講義内容は、表面「基本的な講義内容」をベースにご相談を承ります。
- ◆ 個社の営業活動やその他収益を得ることを目的とした活動への派遣依頼はお受けできません。



お申込み

講師決定の
ご連絡

講師との
事前打合せ

講義当日

アンケート
ご回答

ご不明な点がございましたら、下記窓口までメール又は電話でご照会ください。

※本連絡先での講師派遣のお申込みは原則としてお受けできません。

J-FLEC 講師派遣事務局 <jf-koushi@dsicontact.jp / 050-3538-5773>

「手間なく」すぐに導入できる「J-FLECオンライン講座」

(オンライン講座)

- ◆ 職場内へ専用のウェブページをご案内いただくだけで導入できるオンライン講座です。また、職場のラーニング・システムに搭載し、ご活用いただけるよう動画データのご提供も承ります。



専用ウェブページ～企業等／自治体・官庁の皆さまへ～

- ◆ 無料の講師派遣、オンライン講座などの情報を集約した専用のウェブページです。
講義資料もご覧いただけます。

(企業等)



(自治体・官庁)



(参考)関連法令(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律)

(関係者相互の連携及び協力)

第三十六条 国の関係行政機関は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

2 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。